

兵庫県公報

平成30年12月6日 木曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

教育委員会規則

- 兵庫県立高等学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則 ページ 1

公布された法令のあらまし

●兵庫県立高等学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則（教育委員会規則第6号）

年度途中における臨時的な人事異動に対応するため、学校付について、校長又は教員のうちからも兵庫県教育委員会が命ずることができるよう、所要の整備を行うこととした。

教育委員会規則

兵庫県立高等学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年12月6日

兵庫県教育委員会

教育長 西 上 三 鶴

兵庫県教育委員会規則第6号

兵庫県立高等学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

兵庫県立高等学校の管理運営に関する規則（昭和35年兵庫県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「第7条」を「第6条の2」に改め、同項の表課長補佐の項及び主査の項中「担当」を「担任」に改め、同表学校付の項を削り、同表に次のように加える。

学校付	上司の命を受け、事務を処理する。
-----	------------------

第10条第2項中「、主任及び学校付」を「及び主任」に改め、「技術員のうちから」の右に「、学校付は、校長、教員、事務職員又は技術職員のうちから」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。